

鳥取県告示第 950 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市長谷字中谷269の2、269の43、269の60から269の79まで、269の84、俣谷字大原371の1から371の53まで、字男女岩372の1、372の3から372の20まで、字モラガ畑375の4から375の43まで、字穴ヶ谷377の1から377の9まで、378の1から378の21まで、378の23、378の26、大河内字高山672の9、672の10、672の12から672の85まで、672の87、672の110から672の165まで、672の173から672の176まで、字釜谷平709の12、709の15から709の40まで、709の101から709の107まで、字ほそふ755の32から755の53まで、字タタラ谷757の1から757の8まで、758、759の1から759の26まで、字宮谷760から763まで、764の1、765の1から765の5まで、766の1、766の2、767、768の1から768の8まで、769の1から769の5まで、字中谷平770の1から770の29まで、771の2から771の14まで、字にが谷773の2から773の17まで、字大峯774の100から774の124まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)